

〔論 説〕

民法 508 条による相殺と
既判力に関する覚え書き

萩 澤 達 彦

目次

- I. はじめに
- II. 民法 508 条の制度趣旨
- III. 最判平成 27 年 12 月 14 日について
 - 1. 事案
 - 2. 判旨
 - 3. 決着が着いたこと
 - 4. 未決着なこと
- IV. 問題となる事例
 - 1. 裁判例
 - 2. 実務家の理由付け
 - 3. 検討
- V. おわりに

I. はじめに

民法 508 条は、時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、相殺をすることができると規定する。この条文に関して、最判平成 27 年 12 月 14 日民集 69 卷 8 号 2295 頁が、本訴と反訴の関係で二重起訴の禁止に関する判断を示した。それにより、判例理論としてこの問題に決着がついた。しかし、前訴で消

民法 508 条による相殺と既判力に関する覚え書き

滅時効により請求棄却された場合に、後訴で、なお民法 508 条による相殺が認められるのか、その場合に、前訴の既判力は後訴の審理においていかに働くのかという問題は未解決のままである。本稿は、その点について検討を試みるものである。

Ⅱ. 民法 508 条の制度趣旨

民法 508 条の制度趣旨は、一般的には、以下のように説明されている^(注1)。

「既に消滅した債権を自働債権として相殺の意思表示をしても、相殺の効力を生じないはずである。しかし、本条は、時効によって消滅した債権が、その消滅以前にその債権と他の債権が相殺適状にあった場合、前者を自働債権として相殺することができる旨を定める。これは、両債権の当事者が、相殺適状の生じた場合には、両債権が当然に清算されたもののように考えるから、この信頼を保護するためであるとされている。」

なお、本条は今回の債権法改正で、改正の議論の対象となったが、最終的には改正されなかった^(注2)。

Ⅲ. 最判平成 27 年 12 月 14 日^(注3)について

1. 事案

本最判では、本訴における請求債権が時効消滅したと判断されることを条件として、反訴において、当該債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することが、民訴法 142 条の重複起訴禁止の趣旨に反するか否かが問題となった。事案の概要は以下のとおりである。

X と貸金業者である Y との間で、平成 8 年 6 月 5 日から平成 21 年 11 月 24 日までの間に、継続的な金銭消費貸借取引（以下、「本件取引」という）がなされた。X は、平成 8 年 6 月 5 日から平成 12 年 7 月 17 日までの取引（以下、「第 1 取引」という）と平成 14 年 4 月 15 日から平成 21 年 11 月 24 日までの取引（以下、「第 2 取引」という）を一連の取引とみて、各弁済金のうち利息制限法 1 条 1 項所定の制限を超えて利息として支払った部分を元本に充当すると過払金が発生しているなどと主張して、Y に対し、不当利得返還請求権に基づき、上記過払金の返還を求めて訴えを提起した（以下、「本訴」という）。これに対して、Y は、X に対する反訴請求として、第 2 取引に基づく貸金の返還を求めた（以下、「反訴」とい

う)。

Yは、本訴において、本件取引は一連のものではなく、第1取引に基づくXの過払金の返還請求権は時効により消滅したと主張して、消滅時効を援用した。これに対して、Xは、本訴において、第1取引に基づく過払金の返還請求権が時効により消滅したと判断される場合には、反訴において、予備的に同請求権を自働債権とし、第2取引に基づくYの貸金返還請求権を受働債権として対当額で相殺すると主張した(以下、「本件相殺の抗弁」という)。

第一審は、第1取引と第2取引とは一連の取引であると認めた。そのため、第1取引と第2取引が一連のものではないことを前提とし、かつ、本訴において第1取引に基づくXの過払金返還請求権が時効消滅したと判断されることを条件とする本件相殺の抗弁については判断されなかった。

原審は、本件取引は一連のものとはいえず、第1取引に基づく過払金の返還請求権は時効により消滅したと判断し、Yの第2取引に基づく貸金返還請求(反訴請求)を認容した。ただし、原審は、本件相殺の抗弁につき何ら判断をしなかった。

Xが上告した。Xの上告理由として、原判決のうち、本件相殺の抗弁について判断しなかった原審の判断には、理由の不備(民訴法312条2号6号)があることなどがあげられていた。

2. 判旨

本判決は、原判決のうちYの反訴請求を認容した部分を破棄し、同部分について本件を原審に差し戻し、その余の上告を棄却した。

まず、本判決は、下記のように判示して、本件相殺の抗弁が民訴法142条の趣旨に反するものとはいえないとした。

「係属中の別訴において訴訟物となっている債権を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法142条の趣旨に反し、許されない(最高裁昭和62年(オ)第1385号平成3年12月17日第三小法廷判決・民集45巻9号1435頁参照)。

しかし、本訴において訴訟物となっている債権の全部又は一部が時効により消滅したと判断されることを条件として、反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権として相殺の抗弁を主張することは許されると解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

時効により消滅し、履行の請求ができなくなった債権であっても、その消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、これを自働債権として相殺をすることができる。本訴において訴訟物となっている債権の全部又は一部が時効により消滅したと判断される場合には、その判断を前提に、同時に審判される反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権とする相殺の抗弁につき判断をしても、当該債権の存否に係る本訴における判断と矛盾抵触することはなく、審理が重複することもない。したがって、反訴において上記相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法 142 条の趣旨に反するものとはいえない。このように解することは、民法 508 条が、時効により消滅した債権であっても、一定の場合にはこれを自働債権として相殺をすることができるとして、公平の見地から当事者の相殺に対する期待を保護することとした趣旨にもかかなうものである。」

次に、下記のように判示して、本件を原審に差し戻した。

「原判決のうち Y の反訴請求を認容した部分は、上記 2 の相殺の抗弁についての判断がないため、主文を導き出すための理由の一部が欠けているといわざるを得ず、民訴法 312 条 2 項 6 号に掲げる理由の不備がある。これと同旨をいう論旨は理由があり、原判決のうち上記部分は破棄を免れない。そして、上記 2 の相殺の抗弁につき、更に審理を尽くした上で必要な判断をさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。」

3. 決着が着いたこと

最判平成 3 年 12 月 17 日民集 45 卷 9 号 1435 頁は、別訴において訴訟物となっている債権を自働債権として、相殺の抗弁を主張することは、民訴法 142 条の趣旨に反して許されないと判示し、この判示がこの問題の原則を示している。ただし、本訴及び反訴が係属中に、反訴原告が、反訴請求債権を自働債権とし、本訴請求債権を自働債権として相殺の抗弁を主張した事案で、最判平成 18 年 4 月 14 日民集 60 卷 4 号 1497 頁は、最判平成 3 年 12 月 17 日の原則の例外として、反訴原告が相殺の抗弁を主張することを認めている。この場合の相殺の抗弁の主張は、反訴には、反訴請求債権につき本訴において相殺の自働債権として既判力ある判断が示された場合にはその部分を反訴請求としない趣旨の予備的反訴に変更する意思が通常は認められることを理由とする。最判平成 18 年 4 月 14 日により、別訴に

において訴訟物となっている債権を自働債権として、相殺の抗弁を主張しても、民訴法142条の趣旨に反しない例外的な場合があることが明らかになった。そして、前掲最判平成27年12月14日の事案でも、民訴法142条の趣旨に反しない例外として認められることが明らかになった。この点については、民法508条の趣旨を重視し、かつ、予備的な主張であることを前提とすれば、本訴と反訴の分離による審理の重複や判断の矛盾抵触のおそれがないことを考慮したものとして賛同する見解^(注4)が多数である。したがって、平成27年判決の事案で、民訴法142条の趣旨に反しないという結論で理論的にはほぼ決着したと考えてよいであろう。

4. 未決着なこと

平成27年判決の事案で、時効消滅した本訴請求債権での相殺の抗弁を反訴で認めなかったときの既判力の働きについて以下のような説明がなされている^(注5)。

「時効消滅した本訴請求債権での相殺の抗弁を認めなかったときに、どのような事態が生じるのか、確認しておこう。消滅時効の完成が認定されると、本訴請求債権に基づく請求は棄却されることになる。ここで注意が必要なことは、相殺の抗弁の場合とは異なり、裁判所はまず請求債権の発生を確認しなければ、時効消滅の判断をしてはいけないといった審理順序の拘束を受けていないことである。裁判所としては、債権の発生原因事実の存在を確認しなくても、消滅時効の完成が認められるときには、直ちに請求棄却の判決を言い渡してよい。そして、この請求棄却判決が確定すると、事実審口頭弁論終結時において原告が主張した、訴求力・掴取力のある債権が存在しないとの判断に既判力が発生する。時効によって訴求力・掴取力はなくなったが、債権自体は存在するとの判断に既判力が生じるわけではない。

そうすると、本訴原告としては、反訴請求が認容され、その判決が確定したなら、その判決に基づく強制執行を防ぐために、改めて時効消滅した本訴請求債権による相殺を主張し、請求異議の訴えなどを提起しなければならなくなるが、前訴の請求棄却判決は消滅時効によって訴求力などは失ったものの、自働債権としては主張することができる債権の存在自体については既判力を及ぼさないのであるから、あらためて最初から債権の成立について主張・立証を尽くさなければならなくなる。請求異議の訴えの

提起によって自動的に強制執行が停止されるわけでもないことを考えるならば、本訴原告に生じる不利益は相当に大きいものとなろう^(注6)。」

この説明は、本判決の請求関係で、本訴と反訴ではなく、前訴と後訴の関係である場合にも当てはまる。「XのYに対するA債権の請求訴訟について、Yは相殺の抗弁と時効の抗弁のいずれをも提出できる。この場合、Yが相殺の抗弁を提出せず、時効の抗弁を提出することによって勝訴した後、攻守所を変えて、YがXに対しB債権を訴訟物として請求した場合^(注7)」に、Xの民法508条による相殺の主張は前訴確定判決の既判力により排斥されない。この場合について、実務家の論考のなかには、「時効消滅した自働債権の不存在が既判力により確定している場合でも同債権に認められた相殺権が消滅していない以上、自働債権による相殺権を行使することができる。^(注8)」とか、「XはA債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出でき、前訴の既判力は及ばない^(注9)。」と説明しているものがある。前訴の請求棄却判決の既判力の内容は、事実審口頭弁論終結時において原告Xが主張した、訴求力・掴取力のある債権が存在しないということである。それなのに、これらの実務家は、後訴での民法508条による相殺の主張が前訴判決の既判力によって排斥されることはないという点にのみ関心があるようである。おそらく実務上はそれで問題はないと推測される。実質的にみても、消滅時効による債権の消滅の場合、民法508条による相殺の期待は、反訴が提起されなかった場合においても保護されるべきであり、前訴請求棄却判決の既判力は、後訴における、前訴請求債権を自働債権とする相殺を、当然には遮断すべきではない^(注10)。しかし、理論的には、A債権が時効によって訴求力・掴取力はなくなったとの前訴判決の判断に、後訴の審理が、既判力による拘束を受けるわけではない。後訴判決では、そもそもA債権が成立していないとか、弁済により消滅しているとか判断されて、民法508条の相殺権の行使が認められない可能性も理論的には残るのである。すなわち、前訴判決で弁済により消滅したとされた場合に請求権の存否について再審理されるべきではないことを理論的にどう説明すべきかが問題になる。

この状況は、期限未到来を理由に請求が棄却された場合と同じように考えることができると指摘されている^(注11)。この問題は、講学的に「一時的棄却問題」とも呼ばれ^(注12)ている。この議論と状況は異なる点もあるが、本件設例にあてはめると、消滅時効を理由として請求を棄却した前訴

確定判決は、後訴で民法508条による相殺をする場合に限り、債権の存否について後訴裁判所に対する拘束力の無いという判決理由にひもつけられた判決なのであるとして説明することになる。このような説明にはどのような意味があるのかについて以下で検討する。

IV. 問題となる事例

1. 裁判例

民法508条について、前訴と後訴の関係で問題になった裁判例として東京地判平成18年12月4日判時1996号37頁がある^(注13)。

東京地判平成18年12月4日判時1996号37頁の事案と判旨は以下のとおりである。

亡AはB会社が販売する変額保険に加入するためY銀行から貸付を受けた(以下、「本件契約」という)。この際に、Xは連帯保証人となるとともに所有不動産に根抵当を設定した。Xは、Yの従業員の違法な勧誘を理由とする損害賠償請求訴訟(以下、「前訴」という)を提起した。前訴において、Yは反訴請求として、Xに対し、本件契約に基づく貸付金などの支払を求めた。前訴で、東京高裁は、不法行為を認定したが、請求権が時効消滅したと判断して、Xの請求を棄却した。また、同裁判所はYの反訴請求を一部認容した。そして、最高裁は、Xの上告及び上告受理の申立てなどに対して、それぞれ棄却ないし不受理決定をし、これにより前訴判決は確定した。その後、XはAの権利義務も単独相続した。本訴では、Xが、Yに対し、時効消滅した上記損害賠償請求権と、YがXに対して有する上記貸付金債権とを相殺し、これにより上記根抵当権(元本確定済み)の被担保債権が消滅したとして、Yに対して、上記根抵当権の設定登記の抹消登記手続を求めた。

東京地裁は、下記のように判示してXの相殺を認め、Xの請求を認容した。

「前訴判決の既判力は当該損害賠償請求権が前訴控訴審の口頭弁論終結時において存在しないことについて生じるものの、口頭弁論終結後の相殺の意思表示に基づく債務消滅の主張は既判力によって遮断されないものと解するのが相当であるから(最高裁第2小法廷判決昭和40年4月2日民集19巻3号539頁参照)、本件相殺の主張も既判力によって遮断されることはないというべきである。

なお、本件相殺の主張を認めた場合、Yの従業員の不法行為について再び審理する必要が生じることになるが、本件相殺の主張を認めなければ、Xは本来民法 508 条により可能であるはずの相殺をすることができず、ひいてはYに対する損害賠償請求権の行使の機会を奪われることになってYが不当な利得を得ることになること、後記のとおりYの従業員による不法行為が認められるにもかかわらず、Xの相殺の主張が制限されることは公平の観点からも妥当でないこと等からすれば、Yの応訴の負担を考慮してもなお本件相殺の主張を認めることが相当であり、このことが信義則違反を構成することはないというべきである。」

本判決は、前訴請求債権が消滅時効によって消滅したとしても、前訴請求棄却確定判決の既判力により、民法 508 条による相殺の主張が遮断されないとしている。その上で、前訴判決での時効消滅による請求棄却判決では、債権自体は存在するとの判断に既判力が生じないので、その点については再審理が必要であり、これにより被告に再度の応訴を負担させることになるが、このことは相殺の主張を認めない理由とはならないと判断している。後訴での相殺の主張は前訴の既判力に遮断されないとの判断に加えて、前訴請求債権の再審理による被告の不利益についても本判決は検討している。もっとも、被告からすると、再審理の結果、前訴請求債権がそもそも不存在であるとの結論になれば、民法 508 条の相殺権の行使の可能性が全く無くなることになるので、再審理は被告にとって不利益ばかりであるとはいえないであろう。

2. 実務家の理由付け

前訴で被告が、必ず、自己の債権を自働債権として相殺の抗弁を主張することになれば、後訴で相殺を主張することが可能かどうかという問題自体が生じない。しかし、前訴被告が、時効によって消滅させることのできる原告の請求債権に対して、あえて被告の有する債権を相殺に持ち出し犠牲にすることはないのであろう^(注14)。したがって、本稿の問題設定は実務的によくある事例ではないかと予想していた。ところが、必ずしもそうではなかったようで、民法 508 条と既判力の関係について実務家が理由を述べたものは少ない。唯一詳しく理由を述べた文献は以下のように説明する^(注15)。

「……被告乙が、相殺の抗弁を提出しないで、時効の抗弁によって原告

甲に勝訴し、当該判決は確定したものとす。その後、乙が甲に対し B 債権を訴求した場合において、甲は、A 債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出し得るであろうか。既判力の本質に係る困難な問題であるが、積極に解すべきであろう。以下にその理由を説明する。

仮に前訴において乙が A 債権について弁済の抗弁を提出し、その結果原告甲に勝訴したとすると、後訴において甲が A 債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出し得ないのは当然である。しかし、右設例のような場合においては、甲は、右相殺の抗弁を提出し得るものと解すべきであろう。なぜなら、本条〔筆者注：民法 508 条〕は、前述したように、両債権が相殺適状にあったことによる債権者の信頼を保護しようとするものであるが、このことは、右のような確定判決があった場合においても何ら変わることはなく、右のように解しなければ、本条の趣旨を没却することになるからである。右の点を消極に解すると、例えば、乙が、まず A 債権について債務不存在確認の訴えを提起し、時効援用によって勝訴し、次いで、B 債権を訴求する場合についても、同様に解さざるを得ないことになるが、その結果の不当であることは明らかであろう。

以上の説明に対しては、前訴の既判力により A 債権の消滅が確定している以上、後訴において相殺の抗弁の提出を認めるべきではないとする考えもあり得よう。〕

この文献は、両論併記の形をとっているが、主眼とするところは、民法 508 条の趣旨からして、相殺の主張をすることは、前訴判決の既判力によって排斥されないというところにある。この説明では、民法 508 条の制度趣旨から、前訴判決の既判力が相殺権の行使を排除しないことを導き出している。しかし、前訴判決の既判力がどのように働くのかについては説明がない。また、後訴において前訴請求債権が再審理されることについても言及が無い。ただし、「仮に前訴において乙が A 債権について弁済の抗弁を提出し、その結果原告甲に勝訴したとすると、後訴において甲が A 債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出し得ないのは当然である。」との記述から、判決理由と既判力の範囲のひもつけについて意識していることがうかがわれる。しかし、この点についての理論的説明はない。

また、既に引用した、「時効消滅した自働債権の不存在が既判力により確定している場合でも同債権に認められた相殺権が消滅していない以上、自働債権による相殺権を行使することができる。」という説明は^(注16)、前

訴判決の既判力の範囲は、自働債権の不存在であり、相殺権の可否については既判力（訴訟物）の範囲外であるという理由付けであろう。このような理由付けであるならば、なぜ消滅時効の場合のみ前訴請求債権の再審理がなされるべきかについて、説明が必要であるが、それはなされていない。

3. 検討

本稿で問題にしている事例を再掲すると、「XのYに対するA債権の請求訴訟について、……Yが相殺の抗弁を提出せず、消滅時効の抗弁を提出することによって勝訴した後、攻守所を変えて、YがXに対しB債権を訴訟物として請求した場合^(注17)」に、XがA債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出することは、前訴確定判決の既判力により排斥されるのか否かということである。民法508条の趣旨からすると、後訴でのXの相殺の主張は、前訴判決の既判力により排斥されるべきではない。このことは結果の妥当性からも正当化される。

問題は、この結論をどのように説明すべきかである。

一時的棄却説類似の考えから説明すると、請求を棄却した前訴判決は、判決理由である時効消滅にひもつけられており、消滅時効にかかった債権として民法508条の相殺権が行使されない限度で請求を棄却するという意味がある。したがって、民法508条の相殺権が行使される時に限って、請求権が不存在という既判力は存在せず、請求権の存否の審理からやり直さなければならない。

これに対して、（数は少ないが）実務家の見解から説明すると、消滅時効を理由として請求を棄却した前訴判決の既判力は、債務消滅後の民法508条の相殺権行使の余地を除いたものである。すなわち、前訴判決は全部棄却ではなく、ほとんど全部棄却だが（民法508条の相殺権行使という）ごく一部については、留保した棄却判決であると説明されるだろうと推測される。

説明の簡明さからいうと、実務家の見解に分がある。実務家の見解では、民法508条の相殺権行使が既判力に排除されないことについて、明快な説明が可能である。しかし、後訴で民法508条の相殺権行使が認められると、前訴の訴訟物である前訴請求債権自体の存否から審理をやり直さなければならないことにつき、それ以外の棄却理由との違いを説明できな

い。前掲東京地判平成18年12月4日の判旨からすると、既判力論として、後訴での再審理は当然の前提として考えていると推測される。しかし、前訴判決の請求権不存在という既判力が消滅時効を棄却理由とする場合のみになぜ生じないのかについて説明が足りないと思われる。

両説を比較すると、説明が明快では無いが、一時的棄却説的な説明の方が、過不足無く説明できる。筆者はこちらの説明を採用したい。

V. おわりに

実務で当然として考えられて問題無く運用されていることにつき、その説明が不十分であるとの指摘をする本稿に本当に意味があるのか迷うところである。しかし、最判平成27年12月14日が先例として重要性がある以上、この判決を評価するために、その当然の前提となっている理論を再検討することにも、意味が認められると思われる。

【追記】

山根祥利先生と東雪見先生の追悼号にこのような不十分な論考しか投稿できないことに筆者は忸怩たるものがあります。私事になりますが、昨年8月に妻が死去して以来、1字たりとも論文が書けない精神状態が続いていました。本稿が現在の私としては最善のものであることと、本稿をささやかな再生の第一歩とすることを、両先生に許していただけることを祈っております。

なお、本稿の問題意識は同僚の西田美昭教授の示唆に喚起されたものです。

注

- (注1) 大江忠『要件事実民法(4) 債権総論〈補訂版〉』(2018年) 572頁。なお、この条文の制度趣旨に関する民法上の議論は、川上生馬「判批」法と政治68巻4号74-76頁〔2018年〕に譲ることとする。
- (注2) 本条についての債権法改正段階の議論は、川上・前掲注(1) 84-86頁に紹介されている。
- (注3) 民集69巻8号2295頁、金判1484号8頁。
- (注4) 伊藤眞『民事訴訟法〔第6版〕』(2018年) 234頁注122、杉本和士「二重起訴禁止と相殺の抗弁との関係に関する判例の展開」加藤哲夫など編『上野泰男先生古稀祝賀論文集 現代民事手続の法理』(2017年) 243頁、菊池絵理「判

民法 508 条による相殺と既判力に関する覚え書き

- 解』『最高裁判所判例解説民事篇平成 27 年度（下）』（2018 年）600-601 頁，高部眞規子「判批」金判 1509 号 20 頁 [2017 年]，加藤新太郎「判批」N B L 1111 号 75 頁 [2017 年]，我妻学「判批」リマークス 53 号 113 頁 [2016 年]。ただし，山本弘「判批」金法 2049 号 29 頁 [2016 年] は，本判決判旨に批判的である。なお，本判決の判例法上の位置付けについての学説の分布は，勅使河原和彦「本訴・反訴の請求債権による相殺に関する判例法理」加藤哲夫など編『上野泰男先生古稀祝賀論文集 現代民事手続の法理』（2017 年）296-297 頁に譲る。
- (注 5) 宮川聡「判批」甲南法務研究 12 号 122-123 頁 [2016 年]。
- (注 6) 宮川・前掲注 (5) 123 頁は，この原告の不利益を理由として，最高裁が本訴原告による相殺の抗弁を許容した結論には賛成する。
- (注 7) 大江・前掲注 (1) 576 頁にあげられている例である。
- (注 8) 高部・前掲注 (1) 20 頁。
- (注 9) 大江・前掲注 (1) 576 頁。
- (注 10) 堀清史「重複訴訟の制限と相殺の抗弁についての判例の変遷」山本克己ほか『徳田和幸先生古稀祝賀論文集 民事手続法の現代的課題と理論的解明』（2017 年）177 頁。
- (注 11) 宮川・前掲注 (5) 122 頁注 19。堀・前掲注 (10) 177 頁注 39 も，同趣旨の指摘をしている。
- (注 12) 期限未到来という理由で給付請求を棄却する前訴判決が確定した後に，前訴原告が期限の到来を主張して再訴することができる。この結論を，従来は，期限到来が前訴基準時後の新事由であると説明していた。しかし，この説明だと，債務不成立という理由で給付請求を棄却する前訴判決が確定した後に，前訴原告が期限の到来を主張して再訴することも認めざるをえなくなる。説明としては，期限未到来という判決理由中の判断が後訴に影響を与えることを認めるべきである。そこで，期限未到来という棄却理由の特殊性をとらえて，期限未到来を理由とする棄却判決は，「一時的棄却判決」とであると説明する。この問題を概観したものとして，高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）[第 2 版補訂版]』603-607 頁（2013 年），畑瑞穂「一時的棄却判決に関する覚書」高田裕成ほか『高橋宏志先生古稀祝賀論文集 民事訴訟法の理論』951 頁（2018 年）がある。
- (注 13) 民法 508 条に関する裁判例は 16 件あった。本稿で紹介しない主要な裁判例については，川上・前掲注 (1) 76-83 頁に紹介されている。
- (注 14) 大江・前掲注 (1) 577 頁。
- (注 15) 司法研修所編『増補 民事訴訟における要件事実 第 1 巻』（1986 年）134 頁。
- (注 16) 高部・前掲注 (1) 20 頁。
- (注 17) 大江・前掲注 (1) 576 頁にあげられている例である。